

平成20年3月28日

株式事務担当責任者各位

全国証券取引所

## 株券電子化制度に関するリーフレットの株主あて送付に関するご協力のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ご高承のとおり、2004年6月9日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」が公布され、上場会社の株券は、2009年6月8日までの一定の日（具体的な実施日は政令で決定されます。）に一齐に電子化される（以下、「株券電子化制度」といいます。）こととなります。この株券電子化制度には、株主にとっては、株券の紛失や盗難リスクがなくなるほか、証券取引に係る手間や時間の短縮といったメリットが、また、上場会社にとっては、株券の発行等にかかるコストの削減等のメリットがあります。株券電子化制度へのスムーズな移行には、個人株主の所有する株式の本人名義への書換えや、証券保管振替機構への株券の預託の推進等が重要な課題となっています。

そこで、このたび、株券電子化制度についての周知・啓発を図り、もって同制度への円滑な移行に資するため、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターが中心となって、昨年に引き続き株主あてのリーフレットを作成いたしました（リーフレットの内容は別添のサンプルをご参照ください）。当該リーフレットは、本年2月1日から本年7月31日に到来する本・中間決算に係る株主宛諸通知等に同封していただくことを目的として作成されております。上場会社各社におかれましては、株券電子化制度の趣旨をご理解いただき、本・中間決算に係る株主宛諸通知等の送付に際しましては、当該リーフレットを同封していただきますようお願い申し上げます。

今後、本・中間決算に係る株主宛諸通知等の同封物を確認される際には、株式事務代行機関とご相談いただき、当該リーフレットの同封にご協力くださいますよう、ご理解・ご協力の程、重ねてお願い申し上げます。

敬具

### お問合せ先

本・中間決算に係る株主宛諸通知等へのリーフレットの同封について  
株式事務を委託されている株式事務代行機関にご相談ください。

### 株券の電子化について

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター  
（証券受渡・決済制度改革懇談会事務局）  
電話 03-3667-4500

# 上場会社の「株券電子化」 2009年(平成21年)1月\* 実施で準備中

## 株券が「無効」に!!

### もう1年を切っています!

株券電子化により、株式の管理や取引がより効率的かつ安全になります。

- ➔ 管理面では、株券を手元で保管することによる盗難・紛失がなくなります。
- ➔ 取引面では、偽造株券を取得することがなくなります。
- ➔ 株券の受渡しや株券取得の都度の名義書換も不要になります。

ご本人名義でない場合、株主の権利が失われる可能性も…

株券が電子化されると、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されます。このとき、株券の名義がご本人以外の名義になっている場合、株主としての権利(株式価値・配当金の受け取りなど)を失う場合があります。  
**必ず名義書換を行ってください!**

\*正式には、政令により実施日が決定されますが、経済界・金融界としては、「2009年(平成21年)1月」を実施目標として準備を進めています。

こんなあなたは  
特に注意!

相続や贈与などで  
取得した方

手持ちの株券の会社から  
通知がこない方

ご自宅や貸金庫などで  
管理している方

## 株券はご本人名義になっていますか?

※裏面 Q1「名義の確認方法」を参照

**いいえ**

**はい**

証券保管  
振替機構(ほふり)  
に預けています。

電子化されるまでの手続き

2009.1 電子化

電子化実施後

**早急に名義書換を!**

※裏面 Q2「名義書換の手続き方法」を参照

もしも名義書換しないと…

手続きは不要です

利便性、安全性のためには、ほふりへ預託を

手続きは不要です

自由に売却できます

証券会社を通じて、「証券保管振替機構(ほふり)」に株券をお預けの場合は、株券電子化にあたり何も手続きをする必要はありません。今までと同様に自由な売却が可能です。

※「証券保管振替機構(ほふり)」についての詳細は証券会社へお問い合わせください。

上場会社が株主の権利を確保するための口座(特別口座)を開設

※裏面 Q3「特別口座」を参照

**株主の権利を失う可能性も!**

他人名義で「特別口座」に記録されるので、株主の権利を失う可能性があります。電子化実施後、本人名義に変更するには、相続や譲渡等の証明が必要となり、大変複雑な手続きとなります。

**特別口座では株式の売却はできません**

株式を売却するには証券会社に口座を開設し、株式の振替手続きが必要になります。

株式の売却時: 特別口座(信託銀行等) → 取引口座(証券会社)

※証券会社の取引報告書等と株主名簿管理人からの株主宛諸通知上の氏名や住所の文字が一部、標準的な文字に変更される場合があります。

**名義書換手続きはお早めに!**

※証券会社でも名義書換の手続きの取次ぎを行っている会社もあります。

電子化までのスケジュール

	'08年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	'09年 1月
株主総会ピーク									
通知案内増加									
証券会社の窓口の混雑が予想され、信託銀行等の窓口も名義書換の手続きで大変混雑が予想されます。									
約2週間 お手元の株券ほふりに預託不可									
約3週間 「特別口座」開設中のため、振替不可									
電子化実施予定									
株券は無効									

**Q1 株券「名義の確認方法」は？****A1 株券の裏側をご確認ください**

お手持ちの株券の裏側に「登録年月日」「株主名」「登録証印」の項目がありますので、「**株主名**」の欄が本人名義かをご確認ください。



表側



裏側

名義を確認!!

**Q2 株券「名義書換の手続き方法」は？****A2 株主名簿管理人に連絡をしてください**

相続・贈与・譲渡等による名義書換の手続きは、**株主名簿管理人**に連絡をしてください。

**株主名簿管理人の探し方**

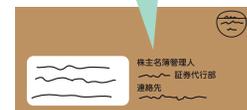
株主総会招集通知、配当金通知などの書類の**封筒に記載されている差出人**をご確認ください。(信託銀行や証券代行会社の証券代行部の名称が記載されています。)

**株主名簿管理人において行うことのできる主な手続き**

1. 名義・住所等の変更……………名義・住所の変更、結婚などによる改姓手続き
2. 紛失等株券の喪失手続き……株券の紛失等による喪失の届出および手続き
3. 単元未満株式の取扱い……………単元未満株式の買取請求、売渡（買増）請求手続き

※その他、証券会社でも名義書換の手続きの取次ぎを行っている会社もあります。詳細は、お近くの証券会社へお問い合わせください。

株主名簿管理人の連絡先



株主総会招集通知、配当金通知などの書類の封筒

**Q3 株券電子化後に開設される「特別口座」って何？****A3 株主の権利確保のために上場会社が開設する口座です**

株券電子化に伴い、証券会社を通じて株券を「**証券保管振替機構(ほふり)**」に預けていない株主の権利を確保するために、**当該上場会社が開設する口座**です。

※株券電子化が実施されると、株券は回収されずに無効になります。

※「特別口座」が開設された株主宛にご案内が送付される予定です。

**お手元にある株券は、株券電子化実施前(一定期間)に売却できない場合があります。**

- 株券電子化実施**前**の**約2週間**は、証券会社を通じて株券を証券保管振替機構(ほふり)に預けることができないため、株式市場での売却ができません。

**株券電子化後に「特別口座」では、株式の売却はできません。**

- 「特別口座」は**株主の権利を確保するための口座**ですので、株式の売却はできません。株式を売却するためには、証券会社に口座を開設し、株式の振替手続きを行うことが必要になります。  
※ただし、株券電子化実施**後**の**約3週間**は、「特別口座」開設手続きにより、証券会社の口座への振替手続きが行えないため、株式の売却ができません。

- 単元未満株式**の買取・売渡(買増)請求は「特別口座」でもできます。

**複数銘柄を所有している場合、「特別口座」も銘柄ごとになります。**

- 「特別口座」は上場会社が開設しますので、複数銘柄の株券を所有する場合、「**特別口座**」も**その数だけ開設**されます。開設された特別口座の株式の売却の際、手続きや株式の管理が煩雑になる可能性があります。



注意!

※株券電子化に伴い、現在、銀行等に担保として差し入れている株券の取扱いについては、一定の移行手続きが必要となりますので、詳しくは全国銀行協会のホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/>)、または日本証券業協会のホームページをご覧ください。

ご注意

- ・本リーフレットは、2008年(平成20年)3月末時点の情報に基づき作成しております。今後出される法律、政・府省令等により、内容が変更になる可能性がありますのでご注意ください。
- ・著作権その他一切の権利は、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターに帰属します。
- ・株券電子化についての周知を図る目的に限って、本リーフレットを頒布、複製されることは構いませんが、営業活動等に利用すること、および内容を改変・編集すること等は一切禁じます。

お問い合わせ先  
および情報は

**日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター**  
(証券受渡・決済制度改革懇談会事務局)※

TEL **03-3667-4500** (平日9:00~17:00)

URL <http://www.kessaicenter.com/>

※懇談会は、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、1999年(平成11年)7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。